

「めぐろ学校教育プラン改定素案」への意見(要旨)と対応

番号	意見	意見等に対する考え方及び対応	区分	提出者	所管課
プラン改定素案に関する全般にわたる意見					
1	教育委員会の基本方針に沿い各学校の教育目標、経営方針の策定の必要性和教職員への周知の必要性を感じている。	学校教育プランの施策を着実に進めていくためには、施策を主に実践する学校教職員の理解が不可欠です。教育委員会でも様々な機会を捉えて周知に努めていきます。	1	個人	教育改革推進課
2	国の補助事業の内容の変更によりプランの変更がありうるのではないかと。その点も考慮し、再度素案を提示する必要があると思われる。	ご意見のように、これまでの政策や補助事業が変わっていくことも考えられます。今後、国の動向を注視しながら見直し等が必要な場合は改訂等を行っていきます。	3	団体	教育改革推進課
3	前教育プランとの相違点を明らかにし、重点的に検討する必要があるのではないかと。総花的に示されると意見が拡散してしまい、十分に説明、納得に至らないままに最終案が策定されてしまう危惧を感じる。	プランに掲げた施策は、どれも重要なものであると考えます。主な推進事業の各年度ごとに実施する施策で年度毎の重点をお示ししています。	3	団体	教育改革推進課
4	「信頼される学校」を作るには、まず教育委員会が、教員・児童・保護者を信頼することから始められたらいかがでしょうか。未来の社会を担う子ども達を預かっているという責任を感じそれを全うして欲しい。先生方が、子ども達のためにやりたいと思っていることを少しでも多くできるような環境をつくってください。	教育委員会では、「信頼される学校」をつくるためには、学校が児童生徒・保護者・地域に対する適切な情報提供と意見を学校経営へ反映させ、併せて所属の教職員の指導力を向上させることなどにより子どもたちの学力向上につなげることが大事だと考えています。このため、学校評価の実施、学校評議員制度や学校運営協議会制度など学校経営への保護者や地域住民の意見が反映できるような取り組みを進めています。また、教職員の指導力向上のため各種研修の充実と校務の軽減につながるICT機器の整備と活用を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を多くもつことができるよう進めていきます。	1	個人	教育改革推進課
5	子どもにとり、生活習慣や学習習慣というのは当然、親の責務に負うところが大きい。大人の都合や大人の生活習慣に合わせることなく、睡眠や食生活、毎日の家庭での学習習慣など明確にすることは必要と考える。 区立中学校の魅力づくりであるが、身体的にも精神的にも大きく変化し自己の実現を図ろうとする時期に、社会の厳しさや規律などをしっかりと示す事は改めて言うことではないが、学校現場ではなかなか指導がしきれない背景が潜んでいるように思われる。施策の推進というと、とかく何か新しいものに取り組まなければならないような風潮が見られるが、中学生活において生徒が熱中し全力で取り組める土壌・環境をつくと共に、社会の一員としての自覚を促す入り口に入っていく心構えを指導することが肝要ではないかと考える。	ご指摘の生徒の健全な生活習慣等の確立につきましては、その重要性に鑑みて、重点目標1の7「健康教育の推進と体力の向上」において、健全育成の方針を明確にし、個々の生活習慣の改善を含め、家庭と連携しながら取り組んでいきます。 また、中学生活において、生徒が熱中して全力で取り組める環境づくりとして、放課後における個に応じた学習支援をはじめ、部活動の充実、職場体験やボランティア活動等の推進において生きることの尊さや主体的な生活力の育成を図るよう指導を進めていきます。	1	議会	教育改革推進課

6	<p>様々な新規の案が盛り込まれているが、あくまでもこの案は子どもの正しい発育を補助していくという学校現場を通じての目標実現のためである、この基本に保護者の協力を求める内容を入れたほうが良いのではないかと。</p>	<p>今回掲げた推進施策には、これまで実施してきた施策と新たな施策があります。これらの施策は、掲げた重点目標を実現するためのものですが、ご意見にあるように施策によっては保護者のみならず地域の方々などの協力をいただかないと実施が難しいものもあります。保護者や地域住民などに適切に情報発信し協力を得て、これまで以上に相互の連携をいただきながら進めていきます。</p>	5	議会	教育改革推進課
7	<p>全体として学校対策に重点(学校教育プランだから仕方がないのか。)を置きすぎていて、「心豊かな子ども」を育む姿勢が感じられない。プランの目的や「子ども像」については大きく夢を描いた表現が良いのではないかと。また、「地域に開かれた学校」の記述が重点項目の中に入っていない。学校だけでは子どもは育たないし、地域から学校を孤立させてもいけない。表面上の地域との連携ではなく、子どもを核とした支えあいを基にした連携・協力による「開かれた学校」が感じられるような記述を、「目的」の中に書き込むこと。</p>	<p>めぐる学校教育プランは、区立学校における教育活動に関する計画であり、区立学校で進める教育内容が中心となっていますが、目指す子ども像を大きな目標として掲げ、学校教育の営みを通してその実現を図っていくものです。また、重点目標4に「家庭・地域社会との連携・協力による学校運営を推進します。」を掲げ、学校の教育活動や指導の実情を保護者や地域に公表し説明責任を果たしていきます。「開かれた学校」として、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携と協力を深め、共に子どもたちを育成していきます。</p>	1	議会	教育改革推進課
8	<p>目指す子ども像について 平成20年の一部改正と比較すると、「目指す子ども像」の記述の中で、「…学校教育は…確かな学力を身につけさせます。」とあることが、視野が狭く感じる。児童・生徒に対し、学校教育で「身につけさせる」と押し付けるような表現は改めること。日本の子どもは自尊感情が低いと分析されているが、学校教育と無縁ではない。大人どうしが信頼関係をつくり、学校教育に取り組むことが重要。大人の子どもの観は多様であることから、「目指す子ども像」の表現としては、「生きる力をはぐくむために…目指したい。」</p>	<p>今回「目指す子ども像」は、その実現を図るために必要な具体的記述を加えたものです。保護者や地域に定着してきていることから今回変更はしませんが、子どもたちが人間性豊かにたくましく生きていくために求められる力を身に付けさせるのが学校教育の役割です。その役割を果たすため教育委員会と学校が取り組んでいく姿勢を明確にしました。意見については、推進施策を進めていく上で参考にさせていただきます。</p>	5	議会	教育改革推進課
9	<p>「学校教育を取り巻く課題と社会状況の変化」に、労働法制の改悪による長時間労働や低賃金、非正規効用が野放しにされるなかで経済悪化が進み貧困と格差が子どもの生活まで脅かしています。どのような家庭状況、経済状況でも、子どもにとって最良の教育を保障する点を書き足すこと。 どのような家庭条件でも、子どもにとって最良の教育を保障するのは、国の責任でありその責任を家庭教育に解消すべきものではない。国・地方自治体は、経済的問題にかかわらず教育を受けられる学校教育の保障と環境整備の対策を抜本的に強めることが必要であり、新たな項目を設けること。 施策としては、就学援助制度の対象を生活保護基準の1.5倍まで拡大するとともに、緊急時の家計悪化にも対応すること。目黒区奨学金制度の充実をおこなうこと。 「学校教育を取り巻く課題と社会状況の変化」にある「教育基本法の改正等で明確になった教育理念を～」の記述を削除すること。</p>	<p>めぐる学校教育プランは、区における学校教育施策に関する中期計画ですので、就学援助や奨学金制度などの福祉的施策の分野にまで計画の範囲を広げるものではありません。また、教育基本法の改正を受けて、学習指導要領が改訂されており、これらの学校教育を取り巻く環境変化に対して、公立の学校として適切に対応していく必要があると考えています。</p>	4	議会	教育改革推進課

10	区独自の教育課程編成資料とはどのようなものか。一科目一冊の目黒版学習指導要領(教育課程資料)が9から10年間分(幼稚園も含めた)であるべきではないか。小中連携継続教育の本気度を示すためにも、そこまで踏み込んだ目黒区独自の「連携連続教育」のバイブルともいべきものを作成すべきではないでしょうか。横浜市では14教科別に小中連携教育を支える「小中カリキュラム」を国の学習指導要領に加え、補充的・基礎的・発展的指導内容や指導方法をも盛り込み各学校に配布しているようです。	教育課程編成資料は各学校における教育課程を編成する際の資料となる、幼稚園、小学校、中学校別及び各教科等ごとに教科の重点や学習方法や活動を示した資料です。幼稚園、小学校、中学校がお互いの校種の内容を確認し、連携を図れるよう、一冊にまとめています。	6	議会	指導課
11	1点目(p2) 目指す子ども像 <21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐりの子ども> <21世紀をともにたくましく生きる人間性豊かなめぐりの子ども> 2点目(p2) 変化の激しい21世紀においては、一人ひとりが個人として自立し、社会の一員として、それぞれの分野でたくましく生き抜いていくことが求められています。変化の激しい21世紀においては、一人ひとりが個人として自立し、社会の一員として、それぞれの分野でたくましく生き抜いていくことと同時に、他者と共感をもって関わり、共生していくことが求められています。 3点目(p2)(囲み枠内タイトル)(21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐりの子ども) (21世紀をともにたくましく生きる人間性豊かなめぐりの子ども) 4点目(p2)(囲み枠内下方)変化の激しい21世紀の社会の中で生き抜いていくためには、学校教育で知・徳・体のバランスの取れた豊かな人間性を養うことが大切です。変化の激しい21世紀の社会の中でともに生き抜いていくためには、学校教育で知・徳・体のバランスの取れた豊かな人間性を養うことが大切です。	今回の改定では、目指す子ども像・目指す学校像については、保護者や地域の皆様に定着していることから変更しませんが、いただいた意見は、事業を進める上で趣旨の沿って努力していきます。さらに、次回以降の改定時の参考とさせていただきます。	5	団体	教育改革推進課
12	「～をやります。」、「～もやります。」と総花的であり、目黒区として何に重点を置いて進めようとしているのかが読み取れない。	プランに掲げた施策は、どれも重要なものであると考えます。主な推進事業の各年度ごとに実施する施策で年度毎の重点をお示ししています。	3	団体	教育改革推進課
13	プランの中に、区立幼稚園について殆ど触れられていないがいかかなものか？	プランは、学校教育のなかで特に義務教育に関する計画として策定したものです。幼稚園については、私立幼稚園や公立私立保育園を含め幼児教育の振興全体としてプランとは別に考えていく課題であると考えます。	3	団体	教育改革推進課
プランの目的					
目指す学校像・子ども像					
14	P3 ベン図の中心を大きく表示した方がよい。	意見に沿って修正します。	2	団体	教育改革推進課
プラン改定の趣旨と重点目標・推進施策					
15	8つの重点目標を簡素化し記述したのはよい。	素案に沿って進めていく予定です。	1	個人	教育改革推進課

重点目標達成に向けて学校教育プランで推進する施策				
重点目標1 学校の魅力を高めるための教育内容の充実・指導方法の改善を推進します。				
1 人権教育・道徳教育の充実				
16	公共の精神が抜けている。 P7 1 人権教育・道徳教育の充実4行目:他人を思いやる心、公共の精神や社会貢献の精神~とすべき。	意見に沿って修正します。	2	団体 指導課
17	「区では、目黒区子ども条例の趣旨を踏まえ、人権尊重の理念を定着させるために、同和問題や男女平等など、人権教育を推進します。」 「区では、目黒区子ども条例の趣旨を踏まえ、人権尊重の理念を定着させるために、同和問題や男女平等などを含め身近にいる人に対する人権教育を推進します。」への変更を求めます。 すぐ隣にいる人に対して人権を尊重でき、共感を持って関わられる力、想像力をもてるような教育を求めます。例えば、障害者・児への理解は身体だけでなく、精神や知的・情緒障害も含めて理解しあえるよう求めます。また、障害が無くてもお互いの困難を思いやり、小さな一歩から行動できるような取り組みを求めます。	子どもたちに必要とされる豊かな人間性をはぐくむために、目黒区子ども条例の趣旨を踏まえ、人権教育を推進しています。他の人に接する第一歩はすぐ隣にいる人とのかかわりであり、だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って接することができるよう、人権教育を進めていきます。	5	団体 指導課
18	人権教育は「同和問題や男女平等など、」とくくれるものではなく、平和教育も人権教育の一つである。「目黒区子ども条例の趣旨を踏まえ・・・」とあるが、自尊感情の低さをどう捉えているのか、条例の趣旨を理解しているとは思えない。自尊感情が高まってこそ道徳教育に結びつくものと考えます。まずは、教育委員会、学校、教職員、大人、子どもたち自身も、子どもの権利について知り、理解していくことが必要ではないか。	ご意見のとおり今の子どもたちは自分への自信が欠如しているとの指摘があります。子どもたちが夢や目標をもち、自らを律しつつ、自己責任を果たし、社会や公共のために何をなすかを大切に考える豊かな心をはぐくむため、目黒区子ども条例の趣旨を踏まえ、人権教育、道徳教育を推進していきます。	5	議会 指導課
19	「人権教育・道徳教育の充実」に、同和問題を人権教育として入っているが、同和問題は、人権擁護を推進していく上で、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者などと同じ問題であり、これだけを強調して教育すべき問題ではない。「同和問題」を削除すること。また、「人権教育・道徳教育の充実」の「道徳教育」は、子どもたちに民主的な市民道徳をきちんと伝えていくという立場から大事である。しかし、国家が法律に「教育の目的」として、あれこれの「徳目」を書き込み、義務づけることは、時の政府の意思によって「特定の価値観」を押し付けることになり、思想・信条・内心の自由を侵害することになり、憲法違反である。「特定の価値観」を「道徳」「心の問題」だとして強要しないこと。プランの中で「知・徳・体」としている「徳」の表現はやめること。	目黒区子ども条例の前文において、すべての子どもに性別、国籍、障害などにかかわらず子どもの権利があることが盛り込まれているとおり、標記は、例示であり強調して教育を行うものではありません。指導の内容については、教育関係法令、学習指導要領に基づいて行っており、児童・生徒に「特定の教育観」を押し付けてはいないと認識しています。「徳」の表現については、学習指導要領にも用いられており、「知」や「体」と同じく、子どもたちが人間性豊かにたくましく生きていく力を身に付けるために必要な要素の一つであると考えています。	4	議会 指導課

20	同和問題、男女平等等はもちろん大事ですが、日本や世界の文学の名作の読み聞かせをおこなうなど、名作にちりばめられた時代を超える普遍性を、小中教育を通じ提示していくことが大事ではないでしょうか。その習慣性定着のための工夫は必要でしょう。	各小中学校では、図書館ボランティアや図書館ボランティアリーダーが子どもたちの発達段階に応じた本を選定し、読み聞かせを行っています。また、朝の読書タイムを設定するなど、本を読む習慣の定着に努めています。	5	議会	指導課
21	小学校教員が「さん」などの敬称をつけて児童を呼ぶ姿が非常に多く散見されるが、一般社会通念上、また目上の人間への礼儀教育上も問題がある。中学校教員が敬称をつけずに呼んでいる姿が散見され、その不統一性、および移動教室等での指導員があだ名で呼ぶことで親しみを覚えさせることなどと比較しても整合性がなく、不相当である。児童の呼称は、教師との大切なコミュニケーションのツールであり、「個々の教師に任せる」といった曖昧な対応ではなく、しっかりとした理念の下に統一性をもってあたっていただきたい。	各学校においては、学校全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことは重要です。相手の呼称や会話に関しては、相手との信頼関係、立場、時と場合により異なるものであり、一律に呼称を統一させることは難しいと考えています。学校においては、教員が常に相手を尊重した話し方を心がけ、言語環境のモデルとなるよう指導していきます。	5	議会	指導課
22	男女平等などの人権教育について、動物学的にも男性と女性の身体的機能などによる違いがあり、必然的に役割なども違った役割を人間社会でも果たさなければならない部分がある事は事実かと思えます。歴史的に男女の差別的扱いの事実は否定できないが、精神的・人間的な差別は許されるべきものではないが、家庭での親と子、父親と母親の役割、子どもの責務なども含めしっかりと指導していただきたい。	学校においては、子どもたちに人権教育、道徳教育を通じて自律的で責任ある行動がとれるよう、全教育活動を通じて指導していきます。家庭における子ども以外のそれぞれの役割については、学校教育の中で指導していくものではありませんが、社会教育の中で取り組みを進めていきます。	5	議会	指導課
23	目黒区の小学校PTA連合会の代表者研修会で、テーマに上がったのが、子どもたちの知力・体力・徳力という中で、徳力の問題であった。「魅力ある学校」というとどうしても知力・体力が、表面に出てくる。徳力についてどういったことがめぐる学校教育プランにちりばめられていくのか。地域での活動に積極的に参加するような、常日頃意識できるような取組みであればいいと思う。	学校教育の中で、心を対象とした教育というのは、日常的な子どもたちの生活の中から各授業の中まで幅広く入っています。例えば、心の教育の柱として道徳教育が挙げられます。年間35時間の道徳の授業は道徳の時間の要です。学校は、そのほかにも、全ての教科や全ての学校行事等を含め、どのように子どもの道徳的な心情を育むかという全体計画を作成しています。さらには、人権教育や読書活動、芸術文化活動、日常的な教育相談、体験活動、これらは全て子どもの心の教育に関するものであり、計画的に、家庭や地域とともに取り組んでいくことが目黒区の子どもの心を育てていく基盤であると考えています。平成21年12月14日にめぐる子どもフォーラムという、小中学校の代表の子どもたちとPTAの代表と地域の方々と、いじめについての意見交換会を行っています。様々な教育活動の中で、心については今後とも大事な課題として受け止めて、教育を進めていきます。	6	個人	指導課
2 小学校・中学校の連続した教育活動の充実					
24	小・中連携を推進していくことは重要な課題であり、特に共同してカリキュラムの接続をはかることが大切かと思われまます。そのため、小中双方がかなりの時間をかけて協議できるような環境整備(会議時間等の確保)が必要になります。	指導方法やカリキュラムに関する合同の研究会や研修会、部活体験や合同のボランティア活動などの児童・生徒の交流活動を年間の計画に位置付けて、小学校と中学校の連携を図ることになります。	1	個人	指導課

25	隣接学校選択制度などの実施により、小・中連携していくためにはより広範囲の連携体制が必要であり教育委員会の支援も必要である。	小学校と中学校の連携については、中学校区を基本としてカリキュラムの接続、児童・生徒の交流、教師間の連携を図っていきます。	1	個人	指導課
26	小学校は外国語活動、中学校は教科指導をひとまとめにして、小学校・中学校9年間を通して、一貫した指導方法、指導内容にするは、おかしい。	目黒区の特色である外国語に関する指導については、小学校の外国語活動モデルカリキュラムを中学校との接続を踏まえて改訂しており、中学校と連続性・一貫性を持たせ学力の向上に資するために実施するものです。 幼稚園、小学校、中学校がお互いの校種の内容を確認し、カリキュラムの連携を図れるよう、一冊にまとめた教育課程編成資料を作成しており、年度末に区内全教員に配布します。	6	団体	指導課
27	外国語活動を小学校低学年段階から行う必要があるのか検討すべきである。日本語能力がまだ未熟であり国語や古典など学ぶべきものはたくさんある。	言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科を中心として、言語に対する意識や関心を高め、正しい国語を用いることができるよう、指導していきます。 小学校低学年における外国語活動は、外国語に慣れ親しむ活動が中心であり小学校高学年から実施する外国語活動につなげるものとして必要なものと考えています。	6	議会	指導課
28	(1)「外国語活動・外国語教育の充実」となっているが(2)の「言語に関する能力の育成」を先に記載すべきではないか。まず、自国語の正しい理解が優先されるべきではないか。	意見に沿って修正します。	2	議会	指導課
29	コミュニケーション能力を育成するため、というが、自分の考えを持たなければ人とのコミュニケーションはできない。まずは自分の考えを導き出し、自分の言葉を持つことが先決で、国語教育が重要と考える。	意見に沿って修正します。	2	議会	指導課
30	国語教育、会話能力、コミュニケーション能力の育成は外国語教育より優先される課題である。(1)と入れ替えて前に出す必要がある。外国語を理解するために母国語に変換しなければならない。昨今の青年層のコミュニケーション能力不足は社会問題のひとつになっており、小中学校における意思疎通ができないために暴力に訴える事例も散見される。最重要課題と認識されたい。	意見に沿って修正します。	2	議会	指導課
31	言語に関する能力の育成は、すべての教育活動を通して行うものであり、(1)に持ってくるのが適当ではないか。	意見に沿って修正します。	2	団体	指導課
32	「言語に関する能力の育成」についてこの項目だけ「育成」になっているが、語尾の統一から「言語活動の充実」とした方がよい。	意見に沿って修正します。	2	団体	指導課
33	区独自の「言語活動カリキュラム」とあるが、言語活動は、方法論である。それをカリキュラムにされると学習活動が制約される。「カリキュラム」という言葉の扱い方が明確でない。ここは、その下に記してある「言語活動指導資料」ではないか。	意見に沿って修正します。	2	団体	指導課

34	「理数教育の充実」について、新しいものが次から次へと出てくる そういう中で、教員が対応できているのか疑問である。	ICT支援員を学校に派遣し、その技術を生かし、教員とICT支援員がチームティーチングの形を使いながら、コンピュータを活用した授業を実践していく取り組みをしています。ICT支援員を教育の研修に使うことも実施しています。また、教員の理科に対する苦手意識も昨今の課題となっています。小学校におけるコアサイエンスティーチャーという理科教育に堪能な教員を中心とした研修体制をめぐる学校サポートセンターで構築しています。更に今後、サポートセンターで進めているeラーニングを整備し、理科に関する教材の提供もしながら、理科教育の充実を目指していきたいと考えています。	6	個人	指導課
35	理数教育の充実について この表現では明確ではない。各学校が進めることなら、それなりの表現をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、誤解のないよう修正します。	2	団体	指導課
36	理数教育の充実について 政権交代に伴って理科支援員の予算がカットになりそうだが、理数教育の充実に向け目黒区独自の予算で継続してほしい。	引き続き継続配置していく予定です。	5	団体	指導課
37	理科実験などの体験授業は子どもたちの教育への意欲増進に非常に役立つ。著名人による講演会や実験・体験教室などの実施に加え、日常の実験費用の充実を図りたい。	引き続きめぐろ学校教育プランに沿って進めていきます。	5	議会	指導課
38	理数教育の充実について、町の商店などでの子どものやり取りをみていて思う事であるが、小学校の高学年になる子どもが掛け算割り算ができない子どもがいることに驚く事がある。この事は商店主などへの聞き取りでも少なくない事が明らかであり、基礎基本的部分で遅れている生徒に対しては補習的学習の強化を図らなければその後のカリキュラムでも理解をしていけないため充実を望む。 また、理科支援員とのチームティーチングなど実感を伴った「わかる授業」を目指すとしているが、子どもは五感で体ごと吸収するものなので、もっと積極的な機会を与えていくべき。自然宿泊体験教室ばかりでなく、先進理科に触れる機会を作ってあげるために、ロボットや車などの、展示会などへも、保護者同伴で参加できる企画も欲しい。目黒区の中だけで子ども達の能力を開発しようとして	今回の学習指導要領の改訂で、基礎的・基本的な知識・技能の習得及びこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現の育成が求められています。各教科等において少人数指導やチーム・ティーチングなどきめ細やかな指導により学力の定着向上を図っていきます。 理科については、自然宿泊体験教室の中だけでなく、各学校で実施している工場見学、社会科見学と関連を図り、最先端の技術に触れる活動の充実を図り、実感を伴った分かる授業の充実を図っていきます。また、地域の方々をゲストティーチャーとして迎えての学習において、保護者も参加できる機会を増やしていきます。	5	議会	指導課
39	情報通信ネットワークには悪意ある情報が多数あり、その情報の取捨選択ができる能力を育成しなければならない。メディア・リテラシーの教育を推進し、情報には虚実があることをしっかり学習させて、子どもたち自身が情報通信ネットワークでの加害者・被害者にならないよう自覚させる教育を推進されたい。	メディア・リテラシーは広義には情報を正しく読み解く力であり、社会の情報化が進展する中、児童・生徒にはぐくむべき重要な力です。情報教育を充実させるとともに、各教科全体を通じて様々な情報源から信頼できる情報を選び取ったり、情報を主体的に正しく読み解く力を育成し、情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する際、加害者にも被害者にもならないよう、指導を充実していきます。	5	議会	指導課

40	情報モラルの「指導」では無理。コンピューターの使い方より、情報の読み解き方を知ることが大切。まず、新聞も含めた情報の得方、読み解き方を知り表に出た情報の中から真実を読み取るメディアリテラシー教育を行うこと。	メディア・リテラシーは広義には情報を正しく読み解く力であり、社会の情報化が進展する中、子どもたちにはぐくむべき重要な力です。児童・生徒にコンピュータなどの情報通信機器を適切に操作する力を身に付けさせるとともに、各教科全体を通じて様々な情報源から情報を正しく読み解く力を育成していきます。	5	議会	指導課
41	ICT支援員を活用した授業が1年生からスタートしているのがよい。系統的にパソコンに慣れることができる。	引き続き小学校1年生からICT支援員を活用した授業を実施していきます。	1	団体	指導課
42	環境教育について 児童・生徒の実践的な能力や態度を育成していくとともに～のところは、以下に続く内容と並列関係ではないので、文章がおかしい。「育成し、各教科～」とするほうがいい。	ご意見を踏まえ文言を修正します。	2	団体	指導課
43	「態度を育成する。」とは、環境教育になじまないのではないか。環境教育とは、環境問題を通じて自然への畏敬の念や地球規模の視点を持って自分の生活を考え、行動するきっかけを作り出すことを言う。各教科や総合的な学習の時間等での充実はそのとおりだが、教師だけでは専門的な知識に乏しく、個人差がありすぎるため、学校や教師への支援体制を整えること。	環境教育は、「環境への責任ある行動をとることができる態度を育成する」(環境教育指導資料 - 国立教育政策研究所)とされています。各教科等において実施する際には、必要に応じ専門的な知識技能を持つゲストティチャーや地域の方々の協力を得て進めていきます。	5	議会	指導課
44	小学校におけるトイレ等の自動点灯消灯式ライトは教育的観点からふさわしくない。環境教育の第一歩は、自分が意識して環境への対策を進めることにある。そのために自らの手で点灯消灯を行うことで環境管理能力を育てねばならない。今後の導入時に十分配慮されたい。	トイレの人感センサーによる自動点灯式ライトは、省エネ効果が高いため設置するものです。何のために自動点灯するライトを用い、どのような仕組みになっているかを知ること、省エネ、省資源などの意識や科学的興味を高めていくことが出来るのではないかと思います。トイレのライトに限らず、環境教育の視点を持って施設整備を進めていきます。	5	議会	学校施設計画課
45	年70時間に及ぶ総合的な学習に触れられていない。各教科の学習につながるよう総合的な学習についてどのように取り組んでいくか示す必要がある。	学習指導要領の改訂に合わせ、現在教育委員会が作成している教育課程編成資料において、総合的な学習の時間についても教科の重点や学習方法、活動を示し、指導の充実を図っていきます。	5	議会	指導課
46	外国語活動、理数教育、体育科の授業時数が増えるということだが、1日の授業時間数は決まっていると思うので、どのような影響があるのか。	新学習指導要領では、小中学校の授業が1コマ増えます。例えば、外国語活動は、小学校の5、6年生で1年間に35時間と設定されています。その分、総合的な学習の時間が、105時間から70時間に減っています。ただし、算数、理科といった基幹学力に関わるものは積極的に授業時間数を増やすということで、1週間のコマ数が小学校は27コマから28コマに増えます。ただし、目黒区教育委員会では、そういった1週間の授業時数で子どもたちが生活に負担感を感じさせないようにするために、夏季休業の短縮を図って授業時数を増やしたり、二期制を取り入れながら授業時数を増やして、ゆとりをつくって対応しています。	6	個人	指導課

3 学力の定着と向上を図る個に応じた学習指導の充実と新たな学習支援の実施					
47	児童・生徒一人ひとりの習熟度や学習課題に応じた、きめの細やかな学習支援を実施されたい。	目黒区では、東京都の教員配置に加え、学習指導講師、学習指導員、小1学級補助教員、特別支援教育支援員等の配置を行い、きめ細やかな指導の充実に努めています。	1	議会	指導課
48	通知表などの子どもに対する評価を子どもにも保護者にも理解してもらい、学力向上につなげていくために、どうしていくのか、プランの中に示す必要がある。	通知表は、各学校における児童生徒の学習をはじめ生活の様子などについて、保護者にその状況を伝えるとともに、学校と家庭が協力して、その後の学習や生活の改善を行うことを目的に作成されています。様式や項目などは各学校により適宜工夫されていることから、各学校において通知表の見方などを保護者に十分に説明していきます。	1	議会	指導課
49	競争をあおるような「学力調査」は行わない。	区独自の学力調査は一人一人の学習の定着・向上を目的とするものであり、学校ごとの点数などは公表しておらず、学校や児童・生徒一人ひとりの競争をあおる結果の活用はしていません。	5	議会	指導課
50	「3、学力の定着と向上を図る個に応じた学習指導の充実と新たな学習支援の実施」の区独自の学力調査の実施をやめるとともに、これを使っての「授業改善プラン」作成や学力調査結果をもとにしての保護者への学習相談の強制は行わないこと。	区独自の学力調査は一人一人の学習の定着・向上を目的とするものです。調査の結果を区及び学校が分析して、学校ごとに授業改善プランを作成することは、教員の授業改善及び児童・生徒の学力の向上を図る上で重要です。また、調査の結果を本人及び保護者にも返却しながら保護者と面談を行うことは、家庭学習の行い方及び学習習慣の確立する上で必要な資料であり、今後も続けていきます。	5	議会	指導課
51	放課後学習の充実も必要だが、部活動との両立はかなり厳しいのではないか。	学校ごとの状況が異なるため放課後の学習体制を一律に決めることはいたしません。放課後の学習指導員を活用し、学校の状況に合わせて、より組織的に工夫して進めていくものです。	5	個人	指導課
52	放課後の学習支援員を配置するとの事だが、管理責任はどの部署が担うのか。	校長の管理下において実施していくこととなります。	6	団体	指導課・教育改革推進課
53	放課後学習では、教育委員会が新たに学習指導員を配置するのか、その資質は、教員の負担が増えないか疑問である。また、組織的などあるが、組織的とはどのようなことを考えているのか。	放課後の学習における学習指導員については、教育委員会で公募するなど、現在の学習指導員と同様に任用していきます。これまで、各校の教員が個別に放課後学習指導を行っていたものを学校として実施していくこととなります。	6	団体	指導課・教育改革推進課
54	放課後学習を学習指導員だけに任せるわけにはいかないもので、放課後学習の指導計画や指導内容の吟味、実際の指導などは、教員が中心に行わなければならない。子どもと遊ぶ時間、教育相談など、教員が児童とかかわる時間をどのように編み出すかが課題である。	放課後学習をすべて学習指導員に任せることはできませんが、教員と連携しながら学習指導員が直接指導を行うよう、組織的、計画的に進めていきます。	5	団体	指導課
55	放課後学習を支援する学習指導員の配置だが、具体的には中学校ではどのような時間、学習指導員の人材、対象の生徒になりそうか。中学校においては部活との兼ね合いはどうなるか。また、全中学校は同じ形式になるのか。各中学校の裁量の部分はあるのか。また、成果を確認する必要があるかと思うが、どのようにするのか。	放課後学習は、放課後の時間を活用し、学習指導員が指導にあたります。学習する教科や日時、対象等は各学校において決定し、担任及び教科担任と連携を図りながら実施します。学習の成果は、学校における日々の学習、小テストや定期考査、区の学力調査等を活用し、確認していきます。	6	個人	指導課

56	学力向上のための放課後学習指導員の配置だが、多忙な教員に負担がかかるのではないかと。	これまで教員が個別に放課後に補習していたものを新たに学習指導員を配置し学校として実施していくもので、教員の負担を軽減し学力向上を図っていくとするものです。	5	個人	指導課
57	「学力向上のための放課後学習の支援」について、具体的に、どういう人が、学校図書館等、学校施設を活用して、放課後学習を指導をするのか。	放課後の学習支援は、教員ではなく区で雇用する学習指導員を活用して実施していきます。ただし、学習指導員が単独で子どもを指導するというわけではなく、授業とのつながりの中で、学校が組織的に子どもたちの放課後の学習を進めていくということです。ねらいとしては、授業で実施した学習内容が十分に定着していないお子さんの補充的な学習や、学習内容の深化や発展に自ら取り組みたいという子どもたちを支援するものです。自学自習の態度をより養っていく機会にしたいと考えています。	6	個人	指導課
58	「学習指導員」について、放課後の学習支援に役割が限定されている表現になっており、通常の授業でのTTという実態との齟齬がある。従って、「放課後における学習を支援するためにも学習指導員を配置し」という表現ではどうか。	学習指導員については、現在の学習指導に加え、新たに放課後の学習指導を行うというものです。	1	団体	指導課
59	学習意欲に応じた学習機会を拡大するために、放課後における学習を支援するための学習指導員を配置するとされているが、学習意欲がわからないで過ごしてしまう子どもたちもいるはずで、そのうちに学習能力に差が表れ、落ちこぼれとならないための考えは考慮すべきだと考えます。授業中内でのサポートが必要ですが横浜市では「ゆっくり学習」クラスなどを設け、子どもたちの理解度に応じた学習を得られるような体制で、生徒自身が自主的にそのクラスで学習する(1年間)編成も行っていました。子どもたちの歩調を合わせてあげる工夫も考慮すべきで、こうした取り組みを研究し検討して頂きたい。	児童生徒の学力の定着を図るとともに、学習意欲の向上や学習習慣の確立もねらいとしているところです。各学校においては教科により習熟度別の少人数学習集団による指導を行っており、子どもたちの意向も踏まえて集団を編成しています。	5	議会	指導課
60	「学力向上のための放課後学習」は、教育現場の自主性を大切に、教育委員会から押し付けないこと。	これまで教員が個別に放課後に補習していたものを新たに学習指導員を配置し学校として実施していくもので、学校の主体性を大切に、より組織的、計画的に工夫して進めていくものです。	5	議会	指導課
61	大田区では区独自の漢字検定を年に2回(学年ごとに範囲を設定)、全校で実施している。教科書から出題されるため計画的に自主学習も進められるので習熟度が増す。ぜひ実施していただきたい。	現段階では区独自の漢字検定を実施することは検討していませんが、教科書の内容はすべての子どもたちが身に付けるべき基礎的な内容です。基礎的・基本的な内容の確実な定着のための指導方法の工夫改善や家庭と協力して、家庭学習習慣の確立に努めます。	5	個人	指導課

62	<p>教員の事務作業が非常に多くなっているのではないかと感じている。例えば、時間割も毎週毎週出していただき、先生のコメントが書いてある。非常にきめ細かく、大変うれしいが、教員も非常に事務作業等が大変になっているだろうと思うので、教員をサポートするよう検討願う。</p>	<p>教員には、きめ細やかな指導や対応が求められています。週ごとの学習内容を丁寧に保護者に知らせている学校もあります。そのことが教員の事務量を増やすことにつながっているのも事実です。一方、教員のきめ細やかな対応があることによって、教室での学習内容が保護者に知っていただくことができ、学校の信頼も向上しています。まず、学校としては、学習面や生活面については、これからもできる限り応えるような方向で進めて行きたいと思えます。教員の残業が国の調査では月に30時間程度とも言われています。今、教員一人に一台のパソコンを配備し、例えば打ち合わせや通知表、指導要録の作成などの事務軽減を図っています。大規模校の副校長の事務を補助する支援員を派遣したり、めぐろ学校サポートセンターで、学校事務に関する事務の効率化を図るため、巡回指導員を派遣して、事務の軽減に努めています。今後も学校の状況を掴みながら努力していきたいと考えています。</p>	5	個人	指導課
4 区独自教員の任用制度の構築					
63	<p>外国語教育など～常勤の教員の任用に向けた制度の構築の記載の中で、外国語教育などと加えているのには、他に何を考えているのか？構築とあるが、目的を明確にしたい。</p>	<p>中学校で新たに必修化された武道への対応や、小学校における理数教科の充実に向けた対応など考えています。構築の時期については、人事権委譲のめどが立つ頃となります。</p>	6	団体	教育改革推進課・指導課
64	<p>実技系の科目(家庭科、音楽、書写など)に専門の教員の配置をお願いしたい。</p>	<p>教員の配置については、東京都が配置基準に基づいて配置しております。そのため、実技系の教科にすべて常勤の教員が配置できるとは限りません。各学校において校内研修及び校内研究会を活用して教員の授業力向上に努めています。めぐろ学校サポートセンターにおいては、様々な授業力向上のための研修を実施し、各校から教員が参加して授業力向上を図っていきます。</p>	6	個人	教育改革推進課・指導課
65	<p>「区独自教員の任用制度の構築」は、東京都が来年度から始める小1、小2、中1の学級への教員加配をおおいに活用すべきだが、この制度は2010年度39以上、2011年38人以上しか適応できず、下限が20人以上と決められているなど不十分である。これまでの小1へ補助教員を年間通じてのものにするとともに他学年にも拡大すること。東京都には、小人数学級を早急に全学年で実施できるよう求めること。</p>	<p>東京都が実施する施策については学校の申請により制度を利用していきます。区独自の小1学級補助教員については、今まで同様、7月までの配置といたします。学級編成については、22年度より都が実施する小1問題加配等の効果を見据えながら、今後の働きかけを検討していきます。</p>	5	議会	教育改革推進課・指導課
66	<p>区独自教員は良いが、採用するに当たっては公正公平に行うこと。また、区と都の採用による区別や差別が生じないようにすること。良い人材は良い環境のもとに集まるため、働く環境とやりがいのある学校づくりを目指す。</p>	<p>「区独自教員の任用制度の構築」は、人事権が委譲されることが基本と考えています。今後ご意見を踏まえ、公平公正な任用制度を構築していく考えです。</p>	5	議会	教育改革推進課

5 自然宿泊体験教室・職場体験学習等体験活動の充実					
67	順次宿泊数を拡大してとあるが、4・6学年のみではないか。具体的に示すべきではないか。	宿泊日数については、既に「自然宿泊体験教室事業実施方針」に示してあるとおりですが、小学校については3年間で7泊から8泊となっています。このため、学校により宿泊日数が異なる部分もあり、このような表記となっています。	6	団体	指導課
68	自然宿泊体験教室事業について、興津の施設には現地の職員がいるとのことだが、新しい事業が始まるので学校の教員と充分連絡をとって使いやすいようにしてほしい。	現地職員は、現在新たな事業を始めるにあたり学校が活用できるプログラムを作成しています。プログラム作成に当たっては、学校の教員の要望を踏まえ、現地の職員と十分連携を図っていきます。	5	個人	企画調整課・指導課
69	自然宿泊体験と環境教育はつながりがあるし、つなげて考える必要があるため、2(5)環境教育との関連性を持たせること。	自然宿泊体験教室事業実施に当たっては、環境教育との関連も踏まえ、学習及び体験のモデルを各校に示していきます。	5	議会	指導課
70	中学校からではなく、小学校段階から系統的にキャリア教育を行っていく必要がある。小学校においても、計画的に、職業講話や職場体験等が行えるよう、人材バンク的なシステムづくりが必要である。	小学校においては地域の商店などの協力を得て、お店体験などを多くの学校で実施しています。中学校で実施している職場体験に協力していただいている方々のリストを活用していきます。	5	団体	指導課
71	興津ネイチャースクール(仮称)の定員数が東山小学校のひと学年の児童数を下回っていたかと思う。分割して行うのか、代替施設で行うのか知りたい。	興津ネイチャースクール(仮称)における区立小学校4・6年生を対象とした自然宿泊体験教室事業は、平成22年度については夏季休業日後から一部実施予定、平成23年度から本格実施予定です。 興津ネイチャースクール整備計画では児童宿泊室定員総数を160人としており、平成21年12月1日現在児童数によれば、現在の東山小学校4年生173人が6年生となる平成23年度に、児童宿泊室定員を超える可能性があります。 これに対しては、教職員用の宿泊室を調整する等、児童数や男女内訳の今後の推移によってどのような方法をとるか微妙になっていくところですが、同じ環境の中で同じ体験ができることを基本とし、そのときの状況によってできる限り柔軟な対応をしていきたいと考えています。	6	個人	指導課・企画調整課
6 図書館機能の充実と読書活動の推進					
72	蔵書の電子データ化とあるが、学校図書館にある蔵書をデータ化する必要性は？それより、常勤の司書担当の配置が必要ではないか？	蔵書のデータ化は、子どもたちの調べ学習やその他様々な学習活動において活用しやすくすることや、将来的には各学校・図書館のデータが検索できるようなことも考えています。12学級以上の学校には学校図書館司書教諭の免許をもった教員がおり、兼務発令していることから、図書館ボランティアリーダーの派遣時間の拡大や各学校の図書館ボランティアの活用を充実していきます。	5	団体	教育改革推進課・指導課

73	学校図書館の蔵書は古くまた整理されていないことから子どもたちにとって活用しにくい状況であるため、改善すること。また、図書館司書など配置し活用しやすくしてほしい。(同様の意見他1件)	学校図書館の蔵書は、図書購入費を学校に配付し蔵書の更新に努めています。各学校では、校務分掌の中で図書館担当を決め、学校図書館司書教諭の免許を持った教員がその担当となり、年間の計画を立て、学校図書館ボランティアリーダーとともに学校図書館の運営にあたっています。中学校においては、学校図書館司書教諭の免許を持った教員が少ないことから、学校図書館ボランティアリーダーの派遣拡大を図り、学校図書館の充実を図っていきます。	1	個人・議会	指導課・学務課
74	学校図書館ボランティアリーダーには、図書館が委託化されたので図書館に勤務していた職員を学校に配置したらどうか。新しい本の紹介や図書室の使いやすさの向上など常勤でないといけない業務ではないか。	学校図書館ボランティアリーダーは広く公募し、人材確保に努めています。各学校では、校務分掌の中で図書館担当を決め、学校図書館司書教諭の免許を持った教員がその担当となり、年間の計画を立て、学校図書館ボランティアリーダーとともに学校図書館の運営にあたっています。中学校においては、学校図書館司書教諭の免許を持った教員が少ないことから、学校図書館ボランティアリーダーの派遣拡大を図り、学校図書館の充実を図ってい	5	個人	指導課
75	学校図書館ボランティアリーダーを、ボランティアから非常勤雇用に切りかえること。	現在、非常勤雇用の予定はありませんが、学校図書館ボランティアリーダーの派遣時間の拡大を図り、学校図書館の充実を図っていきます。	5	議会	指導課
76	図書館司書の常置、学校の生徒数に応じた蔵書予算の大幅増及び学校図書館における書籍のデータベース化の推進を要望する。	12学級以上の学校には学校図書館司書教諭の免許をもった教員がおり、兼務発令していることから、図書館ボランティアリーダーの派遣時間の拡大や各学校の図書館ボランティアの活用を図り充実していきます。蔵書のデータ化は、子どもたちの調べ学習やその他様々な学習活動において活用しやすくすることから、プランに基づき進めていきます。	5	個人	指導課・学務課・教育改革推進課
77	図書館機能の充実と読書活動の推進について、目黒区は学校図書館ボランティアに頼っている現状である。世田谷区では、平成18年3月に「世田谷区子ども読書活動推進計画」を策定し、全学校への司書教諭の配置を終了したとのことである。学校図書館の充実には、人(専任の職員)がいなければできません。図書館の充実を図るためには司書教諭などの常勤化が必要と考える。この項目は、法の規定に従う内容に変えるべきである。	小学校においては学校図書館司書教諭の免許をもった教員がおり、学校図書館ボランティアリーダーとともに学校図書館ボランティアの協力を得て、学校図書館の充実を図っています。中学校においては学校図書館司書教諭の免許をもった教員が少ないことから、学校図書館ボランティアリーダーの派遣時数を拡大し、学校図書館司書教諭の役割を一部担うことで、学校図書館の充実を図っていきます。	5	団体	指導課
7 健康教育の推進と体力の向上					
78	性教育について、現行の教科内で行うだけでは足りないのではないか。学校の家庭教育学級などでプロの講師をお願いして実施しているが年度により状況が異なったり参加しない保護者など安定した教育活動ができていない。このため、子どもたちに定期的にしっかりした性教育を実施すべきと考える。	性に関する教育は、学習指導要領に基づき指導計画を作成し、教育課程に位置付けて適切に実施してまいります。	5	個人	指導課
79	教育委員会は性教育をどのような位置づけで考えているのか	性教育は、体育、理科などの教科において、学習指導要領に示された範囲の中で行うものです。健康教育や道徳教育と絡めた中で実施してまいります。	6	個人	指導課

80	興津健康学園の廃園により区内の学校に健康トレーナーが派遣されているが、体育を教えきれない担任もいるので図工や音楽のように専任の教諭を配置できないか。	教員の配置は、東京都が配置基準に基づいて配置しており、小学校において体育の専任の配置はありません。教員の指導力の向上については、校内及びめぐろ学校サポートセンターにおける研修を通して指導力の向上を図っていきます。	5	個人	指導課
81	新たに必修となる武道について、単に体力向上を図るためではなく、歴史や精神性、型など、伝統・文化の観点からも指導されたい。	武道においては、伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることをについての指導を通して、伝統や文化に関する理解を深めていきます。	1	議会	指導課
82	保育・学校給食の充実もさることながら、家庭での食も見逃せず、働く両親の家庭において、子どもの食が薄れていないか。保護者会などあらゆる機会をとらえて、「食」の大切さを親子ともども学べる講演会や企画を目指したい。	学校では、食に関する指導全体計画に基づき指導していきます。また、家庭に対しては、保護者会や学校行事などで食の大切さを伝えていきます。また、講演会などの企画は、PTAに委託している「家庭教育学級」などで取り上げていくことも一つの方策と考えています。	5	議会	指導課・学務課
83	新たに「食育の推進」導入したが、この観点からも行事食だけではなく日常的な給食にも食育の観点を持ち、学校給食費の補助を増額すること。	現在、食育の推進にあたり郷土食や行事食などの特別給食の一部を区の事業化し、実施経費を補助していますが学校給食費については、学校給食法に基づき原則として保護者に負担していただくものとなっています。	6	議会	学務課
84	喘息児童・生徒への支援については、公害保健福祉事業・予防事業として健康推進課においても行っている。議会からも意見があったが、このことについて少し触れたほうがよい。	本プランは、目黒区立学校における教育活動に関する計画ということで記載はしませんが支援にあたっては、関係所管の事業との整合を図りながら進めていきます。	5	庁内	学務課
8 特別支援教育の推進					
85	(1)の標記について—LD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒（案）知的や身体障がいの別なく、支援が必要な子には と記載する。	平成18年6月に改正された学校教育法では、「学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒に対して適切な教育を行うこと」と規定されました。この項目では「発達障害を含む」の部分を「LD、ADHD、高機能自閉症等を含む」という具体的な表現にしました。ご提案の文言の内容も含んでいると考えています。	1	団体	学務課
86	校内の指導体制を確立とあるが、どのようにするのか。現在は、各学校で校内委員会を設けて特別支援教育のコーディネーターを中心に進めているが。	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の更なる活性化を図り、学校全体の支援体制を充実させていきます。	6	団体	指導課
87	連携の強化とあるが具体的に示して欲しい。	就学支援シートのさらなる活用による就学相談における就学前施設との連携強化や、都立特別支援学校をまじえた関係機関との連絡会の設置などによる連携強化を考えています。詳細については、本プランと並行して改定作業中の「特別支援教育推進計画」によります。	1	団体	学務課
88	「ADHD」の用語解説について説明の2行目の表現「…及び／又は衝動性、多動性を特徴とする…」は、／の線が不自然でわかりにくい。	文部科学省の定義を用いましたが、表現が分かりづらいため「…及び(又は)衝動性、多動性を…」に改めます。	2	庁内	学務課

89	「(1)個の能力や可能性を伸ばす教育の充実と特別支援学級の増設」 「(1)個の能力や可能性を伸ばし、通常級とともに学ぶ教育の充実と特別支援学級の増設」どんな障害をもつ子どもでも、地域の中で互いを認め合いともに育つことが大切です。隔離されたままで就労の際に初めてお互いを知るのではどちらにも大きな負担です。社会全体としてすでに分かり合えていたら、当事者同士の負担も減り、社会的な負担も軽減されると思われます。ともに育つ教育＝インクルーシブな教育の実現は、ちょうど障害者権利条約の批准にあたって実現すべき項目にあがっています。	子どもたちを最大限度まで発達させる教育の質の確保を前提として障害のある子どもとない子どもが可能な限り同じ場で教育を受けられるようにすることは大事なことで認識しています。このため、特別支援学級と通常の学級との交流を深めたり、学校によって工夫して教育活動を引き続き行っていきます。今後、国や他の自治体などの動向を踏まえながら対応を進めていきます。	3	団体	学務課
90	「LD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、個の能力や可能性を最大限に伸ばす多様で柔軟な教育が展開されるよう、校内の指導体制を確立します。」 「支援の必要な児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、個の能力や可能性を最大限に伸ばす多様で柔軟な教育が展開されるよう、校内の指導体制を確立します。」障害により支援を限定されること無く、必要があれば区別無く合理的な援助がえられるよう求めます。また、支援を受けることについて偏見をなくし、すぐそばにいるお互いが共感をもてるような指導を求めます。	この項目は、障害の種別により支援を限定しているわけではなく、障害の種別については例示として列挙しているものです。区の特別支援学級においては、障害に合わせた個に応じた教育を進め、通常の学級においても支援が必要な児童生徒に対し支援員を配置するなど対応しています。また、特別支援教育について、学校の保護者や地域の皆様にも理解をいただけるよう説明に努めているところです。	1	団体	指導課・めぐる学校サポートセンター
9 伝統と文化に関する教育活動、国際理解教育の推進					
91	書き出しに目黒の特色が見られない。一般的な内容である。目黒の伝統と文化の特色に触れて示して欲しい。	プランでの基本的な考え方を示したものです。各学校で教育活動を実施する際には、学区や近隣の伝統や文化を学んだり、活用したりする活動を行っていくことになります。	1	団体	教育改革推進課
92	伝統文化が、能や歌舞伎、狂言などに象徴されるのは間違いではないか。文化庁の「地域文化芸術振興プラン」のような取組もあり、各地域に伝統と文化があるため、広く伝統文化が捉えられるようにする。また、学校公演が以前より少なくなっているが、本物の伝統芸能を見る機会を増やしていくこと。伝統文化と国際理解教育が同じ項目にあるのは、「日本と外国」とのくくりか。国際理解教育とは、違う国の文化を理解するというので、他者との違いを認め合うことをいい、人権教育に近いはず。「資質や態度を養う」とは次元が低い。せめて「国際理解を深めていく」と結んでほしい。	用語解説に記載しているのは、例示として一般的なものです。能や歌舞伎、狂言などに限定していません。伝統と文化に関する教育と国際理解が同じ項にあるのは、日本の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重するということから同じ項に記載しています。	1	議会	指導課
93	伝統と文化に関する教育活動の「愛着をもたせるとともに」を削除すること。日本や地域の芸術・文化を広く学び理解することは重要だが、愛着をもつかどうかは、個人の嗜好の問題であり強制すべきではない。教育基本法の改定で問題になった「愛国心」教育につながるものである。	教育基本法においては、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと表記されています。各学校においては、教育関係法令及び学習指導要領に基づき適切に指導していきます。	6	議会	指導課

94	(2)「国際理解教育の推進」の中で、新たに興津ネイチャースクール(仮称)を英語教室事業の活動場所として、留学生の参加を得て、交流を通じた国際理解教育を進めるとありますが、興津で実施するねらいは何か。あえて、遠方に出かけて英語教室事業をするべきなのか理解できません。	英語教室事業は、単に英語の教科学習をするだけでなく日常的な言語活動も含め実施することが効果があると考えています。このため、新たに整備する興津の教育施設を活用し実施するものです。また、区内には外国からの留学生も多く協力をお願いし国際理解教育につなげていくものです。これは、区立学校の中学生を対象とすることで中学校の魅力づくりにもつなげようとするもので	6	議会	企画調整課
95	外国籍児童・生徒への日本語教育と学習支援について、目黒区子ども総合計画素案のP.57の事業No.3322に記載されている。めぐろ学校教育プランにも特記するべきと考える。	ご意見に沿って記載します。	2	団体	指導課
96	油面小学校は、外国籍の児童が結構在籍している。日本での滞在が短期間の児童は日本語があまり話せないの、ボランティアなどを活用してはどうか。	目黒区では海外から帰国した児童・生徒や外国籍の児童・生徒に対する日本語教育を展開しています。平成21年度もご本人及び保護者が日本語教室の入級を希望し学校長から申し出があった場合は、拠点校に行き、日本語の指導が受けられることとなっています。もし、ご案内が不十分でしたら、改めて案内をして十分に活用いただけるように努力していききたいと思います。	1	個人	指導課
97	海外から来たお子さんや、障害を持った子どもへの相互理解が大事だと思う。	国際理解教育あるいは障害者に対する理解の教育については、全教育活動を通じて各学校が実態、状況を踏まえ、幅広く展開しています。子どもたちの相互理解が図れるよう、学校とともに実態を踏まえて推進していくよう工夫していきます。	5	個人	指導課
重点目標2 学校の教育活動を活性化するための条件整備や実施体制の充実を図ります。					
1 各学校の創意を生かした教育の実践					
98	特別学習期間とは、教科等の指導時間が増え、今までのように特別学習期間を設定することは出来ないが、どのように考えているのか。	各学校においては、二期制の特色を生かし、7月及び12月に各種行事や職場体験、学力向上月間等の取組を実施するなど、教育課程を工夫しているところです。今後も各学校の実態に応じた教育課程を工夫していきます。	6	団体	指導課
2 指導力の向上を図り、信頼される教員の育成					
99	ICTの活用やeラーニングを含む効果的な研修体制というが、あまり依存せず、人が向き合ってお互いを高め合うことが重要ではないか。	人が向き合ってお互いを高めあう研修も重要ですが、ICT機器を活用した授業力の向上のための研修も必要だと考えています。また、教員の指導力向上を図る研修を、効果的に実施するひとつの方法としてeラーニングについて検討していきます。	5	議会	めぐろ学校サポートセンター
100	「指導力の向上を図り、信頼される教員の育成」では、教員の研修を教職員に強制しないこと。学校長が推薦し教育委員会が選考する「区立学校授業スペシャリスト表彰」の教員表彰は止めること。	教員の指導力、資質の向上を図るためには、研修は重要だと考えています。必修の研修のほか、教育課題に対応する課題研修等、教員が選択して受講できる体制を整えていきます。また、表彰制度は、教員のモチベーションを上げることや力量ある教員の指導技術継承を図るには必要なものと考えています。	4	議会	めぐろ学校サポートセンター・指導課

3 学校組織の活性化と人材育成					
101	学校組織の活性化と人材育成には教職員の勤務実態を調査し、より効率的な学校運営を行うべきである。	教職員の勤務実態については、国の調査とほぼ同様の実態と認識しています。校務LANの整備や学校サポートセンターの校務事務巡回指導員による事務処理手順の指導など、効果的・効率的に事務を処理できるよう、教員の負担を軽減していく取り組みを着実に進めていきます。	1	議会	指導課
4 不登校・いじめなどの課題解決を図るための支援体制の充実					
102	いじめも不登校と並ぶ解決しなければならない課題であり、教育相談の役割が大きい。従って、「不登校・いじめなどの課題解決を～」という表現にすることで課題の明確化が図れるのではと考え	提案に沿って記述を変更します。	2	団体	めぐろ学校サポートセンター
103	めぐろ学校サポートセンターの機能を強化し、より一層の活用を推進すること。	めぐろ学校サポートセンターの機能を充実させ、目黒区立学校の学校教育の充実と振興を図るよう支援していきます。	1	議会	めぐろ学校サポートセンター
104	スクールカウンセラーの派遣回数増も必要だが、質の向上が望まれる。	平成21年度から目黒区が派遣している小学校スクールカウンセラーを毎週水曜日センター勤務とし、相談事例への対応についての協議や助言を受ける機会を設け、資質の向上や組織的な対応力向上を図っています。	1	団体	めぐろ学校サポートセンター
105	スクールソーシャルワーカーの配置は、各学校か、サポートセンターか。その職務内容は、(同様の意見他1件)	サポートセンターに配置し、課題に応じて学校に派遣することを考えています。スクールソーシャルワーカーの職務として 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 学校内におけるチーム体制の構築、支援 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 教職員等への研修活動などを職務として考えています。	6	団体・個人	めぐろ学校サポートセンター
106	スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの区別が、この記述からは分かりづらい。明確な区別ができるわかりやすい記載を心がけ、言葉だけが先走ってしまうようなことのないよう注意されたい。	ご指摘の点については、巻末の用語解説に説明を記載していません。今後もわかりやすい表記を心がけていきます。	5	議会	めぐろ学校サポートセンター・教育改革推進課
107	新たに導入する「スクールソーシャルワーカー」については、単なる相談窓口ではなく、保護者を最後まで支援できる制度にすべきです。そのためにも保護者との信頼関係が十分保たれることが重要である。現場の教師との連携を充分におこなうこと。	スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域、関係機関と連携しながら課題の解決を図っていきます。連携の中で保護者を支援していくこととなります。そのためにも、ご意見のとおり学校、教員との綿密な連携を図っていきます。	1	議会	めぐろ学校サポートセンター
108	人にもよると思うが、威圧的な態度が子の口を閉ざすことになるため、退職校長は当てないこと。	適切な人材確保に努めていきます。	6	議会	めぐろ学校サポートセンター

109	めぐろエミールで私立学校に通う区民の児童への対応もできるように改善されたい。	めぐろエミールは児童・生徒の学校復帰を目標とし、個々の状況によって学校との情報交換を行って連携して対応したり、場合によっては学校の対応についての指導助言を行ったりすることもあります。しかし私立学校に対する職務権限は目黒区教育委員会にはないため指導助言等を行うことはできません。区民で私立学校に通う児童については「めぐろ学校サポートセンター」の教育相談機能を活用していただければと考えています。	5	議会	めぐろ学校サポートセンター
5 中学校の魅力づくりの推進					
110	23年度を目途に区独自の「外国語活動9年間モデルカリキュラム」の作成とあるが中学校でも外国語活動を行うのか？現在の教科指導とは別か。	この項目における「外国語活動9年間モデルカリキュラム」には、現行の中学校外国語(英語)教育を含めた広い意味での記載となっています。	6	団体	指導課
111	外国語教育の充実となっているが英語教育ではないのか。	学習指導要領では、外国語科となっていることからこれに合わせています。実際には、英語を教科として実施しています。	6	個人	指導課
112	中学校の魅力づくりのなかで部活動支援とあるが充実を図って欲しい。また、学校の体育館は、他の部活動との兼ね合いで使えないことがある。地区の体育館が空いているときは、優先的に使えないか。	部活動支援については、平成22年度から外部顧問指導員・外部指導員の拡充、部活動合宿への支援等を行なっています。地区体育館についてですが、地区体育館は社会体育施設であり広く一般区民の利用に供するものです。このため、部活動で優先的に使用することはできません。しかし、空いているときは、使用は可能ですので団体登録など行ったうえで手続きをしていただければと考えています。	6	個人	地域学習課・スポーツ振興課
113	部活動の支援について、昨今の部活動の顧問や指導にあたる先生は、日常的業務の煩雑化や多忙の中で受け手が少ない現状であり、目黒区においても外部指導員がこれに代わり部活動の指導に当たっているケースがある。この制度自体は生徒の活動意欲に対し有効な制度といえるが、選任にあたっての課題が残されている。部活動は、より専門性が加わり指導者の能力や生徒の指導に対する公平性が確保される事が重要と考える。また、部活動の合宿支援について、経済的な理由により参加が難しい家庭にも配慮されたい。	部活動支援について、外部顧問指導員や外部指導員の活用を図っていますが、中学校の部活動の指導員としてふさわしい人材の確保について今後も努めていきます。また、部活動合宿の支援については、新たに行う事業ですが交通費や施設使用料について一定補助を予定していることから、個人の負担が軽減され参加しやすくなるものと考えています。	1	議会	地域学習課
114	「中学校の魅力づくりの推進」について、例えば、大学の教育学部の学生、保護者、大使館と連携して、土曜日の午前中に補習を実施する目黒区独自の補習システムを作ったら、中学校の魅力につながるのではないか。	小中学校の補足的な学習については、来年度から目黒区教育委員会として、学校とともに、月曜日から金曜日の放課後を活用した補充学習を実施します。提案いただいた、大学や大使館との連携、保護者、区民の力を借りた土曜日の補習のシステムは考えられるところです。学校の負担にならないように、学校と切り離れた補習システムを、今後、中学校の魅力作りを含めて考えていくことは意義のあることだと受け止めています。ご意見を検討しながら、次年度の放課後学習の状況を踏まえて、次の段階へまた考えていけたらと考えています。	5	個人	指導課

6 小学校・中学校の連携・交流の強化					
115	「小・中連携子ども育成プラン」小学校と中学校が協同で作成する教育計画とある。ここでいう教育計画とは教育課程と捉えて良いのか。とすると、この作業は膨大になるが、例示されている部分で見ると、教育計画と言うより活動計画ではないか。	「小・中連携子ども育成プラン」は、学校の教育課程と密接な関係はありますが、ご意見のように具体的な活動計画を記載していくものです。	6	団体	指導課
116	中学校区を基本に学校間が共同で作成とあるが、実際の連携は学校任せになるのか。地域で差が出ないような方策を考えて欲しい。	個別の「小・中連携子ども育成プラン」は、各中学校区中心に子どもや地域の実態を踏まえながら作成していくこととなります。したがって活動は多様になるものと考えられます。	5	個人	指導課
117	「地域教育懇談会と連携した小中合同の地域清掃活動」とあるが、実施にあたっては、ただでさえ忙しいIPTAに過重な負担とならないよう配慮されたい。	活動を実施するにあたっては、地域やPTAの実態に応じ、負担とならないよう各校で配慮していきます。	1	議会	指導課
118	めぐる学校教育プラン改定素案「小学校・中学校間の連携・交流の強化」について、カリキュラムの接続が重要である。具体的には、授業作りなどの部分に関わってくると思う。	小中連携のカリキュラムは、目標や内容あるいは指導法を示した9年間のカリキュラムだと考えています。このカリキュラムを実現性・実効性のあるものにするために、今後教員間の連携を図り、児童生徒間の交流をより活性化していくことを考えています。	6	個人	指導課
7 就学前施設(幼稚園、保育園等)と小学校との円滑な接続					
119	教職員合同研修会だけでなく、現在不足しているのは、保育園等での子どもたちの情報である。従って、合同教育研修会や連絡会の実施としてほしい。	本年度も合同研修会において連絡会を実施していますので、標記については意見に沿って修正します。	2	団体	めぐる学校サポートセンター
120	小1学級補助教員の手配が副校長の仕事であり大変過重な負担になっていると聞きます。教育学部の大学院を持つ大学などと教育委員会が直接連携を取りバックアップしていくことが必要ではないか。	小1学級補助教員等の採用については、教育委員会への登録制を取っておりその中から任用をお願いしています。今後とも広報に努め人材確保を進め学校の支援にあたっていきます。	5	議会	指導課
8 中学校の適正規模・適正配置の推進					
121	中央中学校の評価とは、どのような評価か。	統合にいたる手順から教育計画・施設計画にいたるまで総合的な評価を実施していく予定です。	6	団体	教育改革推進課
122	統廃合をすすめる「中学校の適正規模・適正配置の推進」は止めること。活力ある教育を推進できるとして2006年度に統合した目黒中央中学校では、地域の小学生の半数近くが他中学校への入学を希望するなど、保護者にも不安が広がっている。学校選択を行いながら統廃合を進行させればさらに混乱が広がる。競争教育的な適正規模や適正配置を進めるものであり削除すること。	隣接中学校希望入学制度の活用状況については、区立中学校の統合と直ちに結びつくものとは考えていません。区立中学校の小規模化が著しい中で、学校の教育活動や生徒の学校生活を活性化していくためには区立中学校の魅力を高めていくとともに、適正規模の中学校を作っていく必要があります。目黒中央中学校の統合の評価を踏まえたくうえで新たな統合方針を策定しています。	4	議会	教育改革推進課
123	中学校の適正規模・適正配置の進展が遅い。校舎の改築時期が来るまで待つのではなく、積極的に推進されたい。	目黒中央中学校の評価を行い、評価結果を踏まえ新たな統合実施方針を策定していきます。	1	議会	教育改革推進課

重点目標3 子どもたちが充実した学校生活を送るための学校環境の改善と整備を進めます。					
1 校舎の改築等					
124	児童が安心して・安全に過ごせるためには、不審者対応も必要と考えます。トイレの改修と、門扉の高さなど含め不審者が侵入できない門扉の改修を望みます。	不審者への対応については、防犯カメラ、テレビカメラ付インターホン等により対応しています。トイレや門扉等他の学校施設の改修については学校からの要望に基づき優先順位を考慮しながら順次整備をしていきます。	5	団体	学校施設計画課
125	少子化により今から30～40年前と比べて、学級数が半分になっており、空き教室等の新たな活用も考慮すべき時期にあると考えます。高齢社会に向かう目黒区にあって、今後福祉との共存・共栄は検討すべき課題であり、視野にいたれた研究をお願いしたい。	国や都において、学級編成基準の見直しなどの考え方が示されたことから、学級増などにより必要な教室数が変わってくる予想されます。このため空き教室の活用については、学級編成基準見直しの動向を見ながら検討を進めていきます。	3	議会	企画調整課
2 学習環境整備の充実					
126	学習指導要領の改訂で、武道が取り入れられることについて、学校施設の整備費用や生徒が使用する備品・用具等についてどの範囲を自治体が負担し、保護者負担がどれくらいになるのか早く試算し、適切な周知と心構えを伝達すべき。剣道、柔道、相撲いずれも選択できない事情のある生徒はどうするのかも検討された。	中学校の武道については、平成24年度からの実施に向け、各中学校では平成22年度どの武道を実施するか決定することになっています。施設については、教育委員会の責任で整備してまいります。保護者に購入していただく物については、実施する武道が決定後、学校を通じて家庭に周知していきます。また、事情により武道の実技を学習できない生徒への対応については、各学校において十分配慮していきます。	3	議会	指導課
3 校舎改修と校庭の整備等による環境の改善					
127	人工芝化したときに木を切ったことで防球ネットが必要となった。設置の要望を出したがどうなっているのか。	設置が可能かどうかを含め検討します。	5	個人	学校施設計画課
128	校庭整備は人工芝を中心にするとの方針だが、固い基礎の上に人工芝をのせるため、成長期の子どもに対する身体機能への影響はまだ未解明。しかし、スポーツ選手の中では関節への負担が大きいことから不評だ。体力の向上を目指すなら将来のリスクはできるだけ回避すべき。また、管理上も規制が多く、学校施設にはなじまないため、人工芝はやめる。	現在のロングパイル人工芝は衝撃の吸収性が高く、適度な反発力があることなど、身体に対して過度の負担をかけない性能を有しています。校庭は子どもの遊びや体育の授業、利用団体のサッカーや野球など高い使用頻度に対応できることが必要です。もちろん課題となる部分もありますが、総合的には校庭の舗装として適していると判断しています。踏み圧の激しいところは人工芝を中心とし、その他の可能な部分は天然芝やゴム系舗装など、多様な舗装材を組み合わせながら整備していきます。	5	議会	学校施設計画課
129	「エコスクール」を推進する立場から、全小中学校の校庭を夏に表面温度が50度以上にもなる人工芝生にすべきではない。天然芝生など教育関係者など各学校の要望に合わせて整備すること。	表面温度の対策としては、散水が有効です。直ちに表面温度が下がるうえ、蒸散作用によりその効果が続きます。校庭整備にあたっては、学校の意向を重視し、保護者等関係者の理解を得ながら進めています。	6	議会	学校施設計画課
130	校舎改修においては水周りの補修や雨漏りの修繕など、放置することで劣化が激しくなる部位について優先的に修繕を行い、区民の大切な資産である学校施設の保全を推進されたい。	学校施設の改修については学校からの要望に基づき、優先順位を考慮しながら順次整備をしていきます。	6	議会	学校施設計画課

4 エコスクールの推進					
131	今後どのように計画的に進めていくのか知りたい。	改築や大規模改修時には、太陽光発電や雨水利用だけではなく、数多くのエコアイテムを導入し、エコスクール化を図ります。改築の予定が無い既存の学校については、壁面緑化をさらに進めるとともに、整備の条件が整った学校から屋上緑化や太陽光発電を順次設置していきます。	6	個人	学校施設計画課
132	環境教育の推進として、校舎改築が行われた学校だけに推進するのではなく、太陽光発電や屋上緑化を全ての小・中学校で出来るようにお願いしたい。	壁面緑化については、既に取り組んでおり、児童・生徒の環境教育に活用しています。また、太陽光発電や屋上緑化は整備の条件が整った学校から順次導入していきます。	5	団体	学校施設計画課
133	現状すぐに全て校舎の大規模改修ができないのであるならば、今の中でCO2削減の太陽光パネルなど子どもたちに自分たちが学ぶ場所から環境問題の意識をしてもらおうべきと考えます。	学校の施設を教材として環境教育を行い、環境問題や省エネ、省資源などの意識を高めることは望ましいと思います。太陽光発電は整備の条件が整った学校から順次設置していきます。	5	議会	学校施設計画課 指導課
134	緊縮財政の状況を鑑み、校庭整備における環境負荷の低減を推進することも踏まえ、子どもたちが自然に親しんでいける長期的なエコスクールの実現を、学校全体で目指すように推進されたい。	環境負荷の低減を推進していくことは、学校にとっても重要なことと認識しています。可能なことから順次取り組み、長期的視点でエコスクールを実施したいと考えています。	5	議会	学校施設計画課
135	エコスクールの整備・推進では、「学校施設は児童・生徒に対して、学習の場となる校舎そのものとおして、科学的、実践的な方法等により環境に配慮した建物空間を体験させ、かつエネルギーの使われ方、さらには設備機械の仕組みや原理がわかるようにすることが望ましい」と記載されています。環境教育としてこれからは「学ぶ」だけでなく実際に「見て」「実感」することが学校に行くだけでできるというのは弊社も大いに共感するところです。いまや、エネルギーも地産地消の時代、空からは「太陽」の力、大地からは「天然ガス」「石油」の力で使う所で電気、熱を効率よく作れる時代になりました。太陽光や、太陽熱利用を優先利用する地球に優しい高効率ガス機器を設置し、その省エネ性や、二酸化炭素の削減量等を見える化し、子どもたちに対するエネルギーのベストミックスとしての提案はいかがでしょうか。 また、弊社は学校全体のエネルギーバランスについてパソコンを通じて「見える化」の提供も可能です。弊社はこれからも、天然ガスの一層の高付加価値化を追求し、低炭素社会の実現に貢献してまいります。	エコスクールの整備において、「見える化」は単に省エネだけでなく、子どもの環境や科学の興味を高めるのに有効であると認識しています。又、来校した保護者等が見ることにより地域への波及効果も期待できると考えられますので、エコスクールの「見える化」を意識しながら進めていきます。	5	団体	学校施設計画課

136	<p>「エコスクールの推進」について、東京都は小中学校の校庭の天然芝化を進めているが、目黒区は、校庭の天然芝化をどのように考えているのか。(住民)</p> <p>目黒区立小学校の校庭は全て人工芝化することと想っていたが、まだ模索段階であるという認識でよいのか。東根小学校は近年予定と思うが「一部天然芝もあり」なのか。(PTA)</p>	<p>目黒区の校庭の天然芝化については、下目黒小学校と烏森小学校の2校です。他区の状況ですが、大体50校弱ぐらいです。ただし、それ以外にも校庭の一部を天然芝にしている学校もありますので、そういうものを含めると、数はもっと多くなると思います。区でも、全面天然芝という形は、この2校だけですが、一部天然芝を張っているのは菅刈小学校と油面小学校です。他区の状況はかなればらつきがあります。小学校の過半数が天然芝化されているところもあれば、ひとつもないところもあります。比較的多いのは、1区当たり2校ぐらいです。校庭の天然芝化のきっかけは、東京都の補助事業が平成17年度から始まったというのがあると思います。校庭の砂埃に対する対応として、天然芝にしたという例もあると聞いています。</p> <p>区では、校庭整備は「人工芝を中心とした」整備を行います。「人工芝を中心とした」という意味は、子どもの動きまわる校庭の主要な部分は人工芝とし、踏圧が比較的低い部分に天然芝のゾーンを設け、必要に応じてゴム系舗装を用いるなど適材適所の舗装材</p>	6	個人	学校施設計画課
5 教室のICT環境整備と校務の情報化の推進					
137	<p>教室のICT環境整備は、教育現場の要望を重視し、強要しないこと。</p>	<p>ICTの環境整備は、ICT機器を利用した効果的な授業と、教員の負担軽減等を目指し、教育現場の状況を踏まえながら推進していきます。</p>	5	議会	教育改革推進課
<p>重点目標4 家庭・地域社会との連携・協力による学校運営を推進します。</p>					
138	<p>学校も子育て支援の考え方を取り入れる必要がある。PTA活動や保護者向けの社会教育活動を支援すること。</p> <p>まず、大人が信頼関係を構築すること。教職員が子どもと向き合う時間をつくること。</p>	<p>めぐる学校教育プランでは、学校教育の中期的な計画として策定しており、PTA活動や保護者向けの社会教育活動支援は、プランとは別に対応しています。その中で小・中学校PTAに対して家庭教育学級・講座を委託して、子育て支援を図っているほか、小・中学校PTA連合会には補助金を交付し支援しています。また、信頼関係の構築や教職員が子どもと向き合う時間づくりについても、事業運営の中で努力していきます。</p>	5	議会	地域学習課 指導課
139	<p>学校広報はマスコミによる悪い側面が強調され、実際の学校の姿が映し出されてこない傾向がある。地域住民の信頼を高める学校広報を推進し、教員の努力・教育姿勢が伝わりやすくなる方法を検討されたい。</p> <p>CMSを生かした個々教員による更新も必要であるが、具体例として他自治体における多彩な取り組みを参考にされたい。「授業風景を学校長などが見て率直に良い側面を評価する」「図画工作の生徒作品を記録映像として残す」「音楽の合唱を記録音源として残す」などの作業が、個々の教員努力でなく学校全体の取り組みとして進められるならば「日常の学校活動の素晴らしさ」を地域に周知することに繋がると理解されたい。</p>	<p>学校では、学校のホームページや学校だより、学級・学年だよりなどで広報活動を行っています。これまで各学校独自でホームページを作成しており広報内容に統一性がありませんでした。このため、平成21年度から区立全校統一したホームページの構成にし、更新がしやすい方式を導入しました。既に多くの小中学校で様々な活動の様子がホームページに掲載され更新されていますが、意見にもあるように先進的・独創的な他の自治体・学校の取り組みなども参考にしながら情報発信のツールとして充実させていきます。</p>	5	議会	教育改革推進課 指導課

1 学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実					
140	区立学校の魅力を伸ばすために、学校側で努力目標が掲げられているが、学校評議員をもっと活用する方法を盛り込みたい。実際の活動にどのような成果があがっているかわからないので、むしろ現役の保護者に委員になってもらい、いじめや諸問題に向き合ってもらい、教師・親・子どもの連携が確立されるような体制を目指すべきと思う。	学校評議員は、各学校の課題や教育課程についてご意見をいただいています。また、学校評価委員会の委員として学校評価に関わっていただき、ご意見を次年度の教育課程に反映させています。保護者の皆様については、日常的に学校に対しての意見をお伺いすることで、学校運営に反映させていきます。	3	議会	指導課
141	「学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実」について、保護者の意見は、ポジティブな意見もあれば、ネガティブな意見もある。目黒区の特長を評価するなら、ポジティブな意見にポイントを2倍つけるなどの評価システムがあってもいいのではないか。	目黒区は平成15年度から開かれた学校づくりのために学校評価を進めてきました。基本的に次年度の学校の運営方針や教育課程の編成を行うに当たって、各学校のその年度の取組みについての評価を行っています。これまでの教員のみでの評価から、児童生徒、保護者、地域の方々による評価に広がっています。これらを整理して、学校がその全体像を見て自己評価をしています。学校評価を保護者に改めて説明する中で学校は次年度の教育課程を編成し、よりよい教育課程を作っていくということですので、ご理解いただきたいと思います。	5	個人	指導課
142	「保護者による学校評価」が行われたが、回答欄に「その他に学校に対して思うこと」を記入できるように、自由記入欄を設けてもいいと思うがどうか。	各校の学校評価の記入用紙には保護者や地域の方々に幅広く意見を求めるため、自由記入欄を設けていますので、ご意見をお聞かせください。	1	個人	指導課
143	学校評価については、ようやく正しい視点で評価できるようになったと感じており、学校にあまり来ない保護者が正しく評価するのは難しいと思う。悪い評価が一人歩きする傾向が多く見受けられ心を傷めている。教育委員会等では、直接の電話などでの悪い評価を全体の保護者の意見としてとらえることなく、学校で話し合って対処するようなどと指導していただけたら幸いである。	各学校においては、学校に来ていただく機会や学校の取組みを説明する機会をできる限り増やし、理解をしていただいた上で学校評価を保護者や地域の方々に行っていただいています。今後も教育委員会と学校が協力して、正しい評価が得られるよう取り組んでいきます。	5	個人	指導課
2 学校経営への参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚					
144	「学校経営への参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚」の説明の中で、「住区」という言葉が出てこなかった。住区をどのように捉え、どのように活用しようとしているのか。	学校運営協議会について住区住民会議の会長や役員にご協力をいただいてモデル校を運営しています。他区でも学校運営協議会を運営していますが、地域の連携からはじめないとはいけません。目黒区の場合は既に住区住民会議というコミュニティ組織があるので、地域との連携の中で、大いにご協力をいただいています。これからも、地域との連携協力関係の中で、子どもをはぐくんでいきたいと考えています。学校教育の施策だけでなく、目黒区政全体の様々な場面でご協力をいただき、相互に連携しながら行政を進めていますので、今後とも様々な面でのご理解とご協力をお願いしたいと考えています。	6	個人	教育改革推進課

145	「学校経営への参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚」について、「意識の高揚」が抽象的で何をさしているのかがよくわからない。学校運営協議会に地域のメンバーが入るとすれば、かなり重要な役割で、共通認識がないと無責任なことになることも考えられる。そういう意味で、教育委員会は、人材をどのように見つけ、配置しようとしているのか。学校長を含めた学校と地域の共通認識をどのような形で作っていくのか。	学校運営協議会に関しては、鷹番小学校と田道小学校をモデル校として実施しています。基本的にはその活動状況を見ながら拡大していこうと考えています。ただし、一律に区内全域で実施することは、無理があると考えています。学校と地域の方が連携をとりながら、子どもたちのためにともに学校を良くしていくという共通認識に立ち、ともに課題を解決していく学校を目指していきたいと考えています。したがって、教育委員会がいきなり構成員を任命するということではなく、学校長が、普段の地域との連携の中で協力いただける方を推薦して、教育委員会が学校運営協議会の目的に沿って、配置していくという考えで進めていきます。	6	個人	教育改革推進課
146	目黒区が求める「学校運営協議会制度」の具体的な方向性を明確にしてほしい。拡大する理由を明確に示す。	学校運営協議会制度導入により、これまで以上に開かれた学校運営を行い、「信頼される学校」づくりを推進し「学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育の振興」を進めていくために導入したものです。今後も活動状況や成果、課題等を明らかにしながら、制度運用の改善を図っていくとともに、積極的な情報公開により関心を高め、学校や保護者、地域に制度への理解と協力が得られるよう取り組みを進めていきます。	1	団体	教育改革推進課
147	学校評議員制度と学校運営協議会制度との関係が不明。2つの制度が並存するのか、移行するのかなど、少し説明を加えたほうがよいのではないかと。	意見に沿って、用語解説の中でわかりやすく説明します。	2	庁内	教育改革推進課
148	学校運営協議会の導入を進め、地域の声を生かし学校と幼児教育・保育との連携を高めるため、幼稚園・保育園・学童保育などの関係者からも積極的な参加を推進されたい。	学校運営協議会制度導入により、これまで以上に開かれた学校運営を行い、「信頼される学校」づくりを推進し「学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育の振興」を進めていくために導入したものです。今後も活動状況や成果、課題等を明らかにしながら、制度運用の改善を図っていくとともに、積極的な情報公開により関心を高め、学校や保護者、地域に制度への理解と協力が得られるよう取り組みを進めていきます。	5	議会	教育改革推進課
149	信頼される学校にむけての「学校経営への参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚」は削除すること。「家庭・地域社会との連携・協力による学校運営の推進」は、新「教育基本法」第13条であらたに導入されたもので、国による、家庭・地域社会に教育基本法の理念の浸透をめざすため、教育の統制につながる危険性ははらんでいる。表題を、改め、国などの上からの家庭・地域への介入や押し付けにせず、真に学校教育に保護者や現場の教育関係者、地域住民の声が生きる内容に変えるべきである。「学校、家庭、地位は、教育におけるそれぞれの役割と責任を一層自覚し」とあるが、教育委員会が家庭や地域に求めるべきものではない。特に「学校運営協議会」は止めるべきである。協議会委員は、教育委員会が直接任命するものであり、教育委員会が進める教育行政の推進役、監視役となる危険性があり、学校運営は、現場の自主性を大切にして家庭、地域との協力を進めるべきである。	学校教育の振興を図っていくためには、家庭や地域との連携・協力が必要です。学校では教育活動等についてこれまで以上に情報を積極的に公表し説明責任を果たしていくと同時に、学校評価制度等の活用により学校経営に保護者や地域の声を反映し「信頼される学校」づくりを進めているところです。これらを進めるにあたっては、「学校経営への参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚」なくしては難しくそのために様々な施策を進めていきますが、そのうちのひとつが「学校運営協議会制度」の導入です。これは、学校経営に保護者や地域住民の意見を反映し、学校・家庭・地域が連携・協力した地域ぐるみの教育の振興を目指すものです。	4	議会	教育改革推進課

3 地域の人材や資源を活用した芸術・文化などの活動の推進				
4 児童・生徒の安全教育と学校の安全体制の充実				
150	「地域安全マップの作成」の用語説明について「犯罪機会論」の説明を加えたほうがよいのではないか。	意見に沿って修正します。	2	庁内 企画調整課
151	本文中に、交通ルールの徹底も明記し、強化するべきと考えます。身近な大人(保護者)等が、児童・生徒の前で自転車等の運転時に交通ルールを無視しているケースが散見されており、基本を学習する意味合いは大きいと考えます。	交通安全については、区の所管部局と警察とで、学校において「交通安全教室」を引き続き実施していきます。ご意見のように学校だけでは難しい部分もあり、地域全体で取り組むべきものと考えています。	5	議会 指導課・企画調整課
152	A E Dの講習会を学校で実践することを検討いただけないか。	既に中学生が教員とともにA E Dの講習を受けています。小学校の校長会からも提案がありましたが、小学校の高学年であれば、A E Dについて一定の理解もできますので、まだ検討段階ですが、A E Dの練習キットが用意できれば、小学生でも練習ができ、学校でも取り入れやすいということがあります。ご意見もあったことを踏まえて、検討を進めていきたいと考えています。	5	個人 企画調整課
5 学校施設等の活用による安全に楽しく過ごせる放課後事業の充実				
153	「ランドセルひろば」は体育館や図書館等も活用するとの事だが、安全管理体制等の条件整備を十分に充実させてからでないか実施は難しい。	学校と協議を行い、安全安心に実施できるよう条件整備を行うことが重要であると認識しています。	5	団体 地域学習課
154	ランドセルひろばの開始時期は、同じ地域の中でもかなり差がある。子ども教室についてもまだ多くの学校で実施していない。教育委員会として、スタートの時期、タイムスケジュール、学校体制の整備に関して指針を設ける必要があるのではないか。地区でばらつきがあると、子どもたちの健全性育成のための活動体制に支障をきたすということにもなっていく。学校の意向が第一なのか。	ランドセルひろばは、平成21年度の全校実施を目指して、平成20年度から保護者や地域の方の協力を得ながら校庭整備の時期なども考慮して、準備の整った学校から順次実施しています。現在は全校で実施しています。また、子ども教室についても、地域の実情を踏まえながら、実施体制の整った団体に委託して実施していきます。	6	個人 地域学習課
155	「ランドセルひろば」を実施するにあたり管理員の確保など学校や教員にかなり負担があると感じている。教育委員会でもっと主体的に実施できないか。	児童に関わることなので学校が主体となって確保していただいています。学校と相談して必要な場合は教育委員会で区報に掲載し、募集を行っています。	5	個人 地域学習課
156	ランドセル広場や放課後子ども教室について、学校によってはきめ細かく充実した事業を実施しているところもある。他の参考となるよう、こうした成功事例を積極的に情報発信していくことも大切である。	保護者へのチラシやホームページで、放課後フリークラブについての情報提供に努めていきます。	5	議会 地域学習課
157	東山小学校での子ども教室実施に向けての進捗状況がわかれば教えてほしい。人材の募集など行っているのか。	P T Aや学校を通じて子ども教室の周知を行っています。実施する区域の小学校のP T Aを構成員に含む団体等に委託して行っている事業ですが、今のところ東山小学校区での団体の立上げや実施の相談はありません。	6	個人 地域学習課

158	校庭だけでなく学校図書館の活用などにより、「ランドセルひろば」の事業を充実させて欲しい。雨の日は、「ランドセルひろば」が中止になってしまうので図書館を利用して読書活動に取り組むことができるのではないかと。	体育館や図書館も活用して実施する方向で検討していきます。	1	個人	地域学習課
159	教育委員会の実施しているものは、子どもを学校に留めておく施策ばかりである。外の施設などを活用した施策も考えられるのではないかと。	本プランは、学校教育に関わる計画として策定しているため、教育委員会所管以外の施策については記載していませんが、学校の外の施設については、児童館などでも放課後に事業を実施しています。様々な施策を組み合わせながら放課後の児童が安全に楽しく過ごせる居場所づくりを進めていきます。	5	個人	教育改革推進課
160	小学校区に児童館を整備するとの計画があったが現在どうなっているのか。放課後の事業を充実するためには早く整備して欲しい。	児童館については、原則として住区ごとに1か所整備することになっており、現在、13館整備されていますが未整備住区は今後の課題と考えています。当面、未整備住区への対応として、移動児童館、出張児童館の事業を行っています。また、平成22年度には鷹番地域を対象として公設民営の中央町児童館を開設いたします。今後の児童館整備につきましては、他の施設との整備にあわせた複合化等を考慮に入れて検討していきます。	5	個人	子育て支援課
161	放課後事業に関しては、教育委員会だけではなく、子育て支援課など他の部署との連携を図りながら、地域の状況に合わせた事業を行って欲しい。	関係部署と連携を図りながら、放課後事業を推進することが必要であると認識しています。	5	個人	地域学習課
その他(記載のない事項について)					
162	保護者教育の必要性を感じているのでプランの中に入れて欲しい。 (同意見ほか1件)	学校教育プランは、学校教育(義務教育)にかかる計画として策定されています。保護者に対する教育の必要性については、教育相談の場面や重点目標4の2の「学校経営の参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚」など様々な施策のなかにおいて行っていくことになると考えています。また、PTAに委託して行っている家庭教育学級の中で実施していくのが現実的と考えています。	5	個人	教育改革推進課
163	隣接小中学校希望制度により、地元の子どもが他地区の学校へ行ってしまっている。地元の学校の学級減により活気がなくなってしまうので、地域の保育園や幼稚園に営業活動を行っている。	隣接学校希望入学制度は、地域特性に配慮しながら児童生徒と保護者の学校選択を認め、学校教育の活性化を図り魅力ある学校づくりにつながるものと考えています。	5	個人	学務課